

令和3年3月9日

松阪市議会議長

西村 友志様

市民クラブ

楠谷 さゆり

「子ども支援者養成講座」松阪ビデオ講座

①子どもにはチカラがある

②子ども支援のまちを創ろう

研修報告書

日時：令和3年3月6日（土）

場所：松阪市市民活動センター大会議室

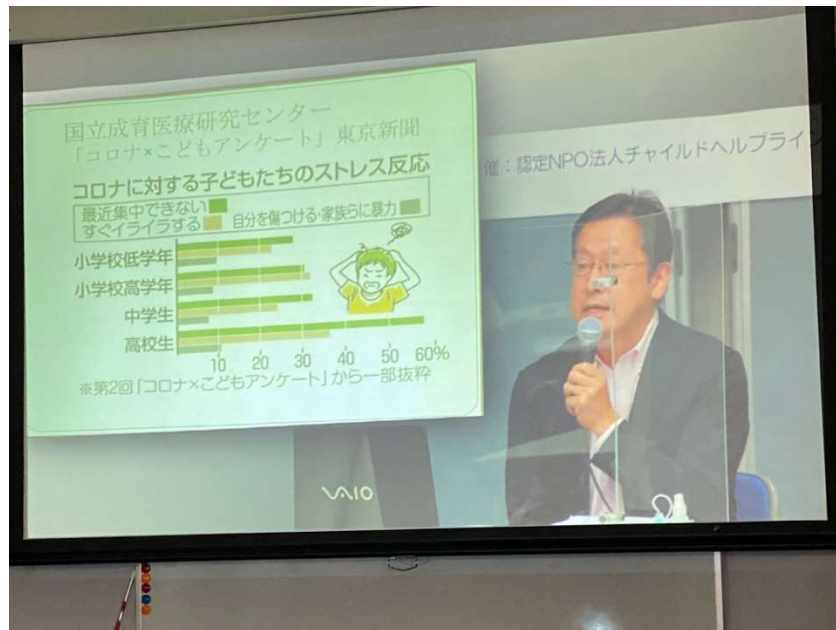
主催：特定非営利活動法人松阪子どもNPOセンター

講師：浜田進士

（子どもの権利条約総合研究所関西事務所所長）

喜多明人

(早稲田大学名誉教授、子どもの権利条約ネットワーク代表)



目的

およそ一年前、新型コロナウイルス感染拡大が日本列島を震撼し始めた。子どもたちにとっても、学校の突然の休校や分散登校など、今まで誰もを経験したことのないような事態が続いた。社会全体が閉塞感を持ち続ける中、女性の自殺が増加し、家庭内暴力も増加傾向にあるという。このような世界の中で子どもたちは健康的に毎日を過ごせているのだろうか。この機会に子どもの支援は何をす

るべきなのかヒントをもらえたらと思い、参加した。

講義内容

① 子どもにはチカラがある～子どものエンパワメントを支えるおとなの役割

(浜田進士)

子どもの権利条約は、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」として捉え、子どもの最善の利益の考慮、親との分離の禁止、自己の意見を表明する権利、親の子育てを支援する国の責務などを定めた国際基準である。しかしながら、日本政府は、児童福祉法に条約の精神を盛り込む対応を20年以上行っていない。こなかった。

2016年3月29日ようやく児童福祉法の改正案が国会に提出され、5月27日に国会で可決・成立。2017年4月1日全面施行された。

子どもの権利条約ができて最も変わったことは、「子どもに一番良いことは、まず子どもに聴いてから、おとなとこどもがいっしょに考える」と方向転

換したことである。おとなの「よかれ」と考えることが子どもにとって一番良いこととは限らないのである。

子どもには、存在することのチカラ、自ら関係を結ぶことのチカラ、社会を変換することのできるチカラがあり、社会を変換することのできるプロセスは子ども当事者の内側にある。そのプロセスを促進し、それに寄り添うことが、支援者であるおとなに求められる役割である。

子どものチカラを支援する3つの条件とは、気持ちを聞いてくれるおとなと仲間の存在、安心できる居場所の確保、子どもの権利を支援するシステム（仕組み、予算、法律）が挙げられる。

② 子ども支援のまちを創ろう～チャイルドライン活動に子どもの権利条約を生

かす

(喜多明人)

自己肯定感の低下している日本の子どもに、子どもの権利としての支援を

する方法としてイニシアティブ（主導権）を転換するべきである。子どもの権利とは、子どもにとって当たり前意思と要求を社会的に承認していく営みであり、おとなは以下の2項目を認識すべきである。

1. 人間としての育ちを支える2つの軸は、おとなから教えられて育つ「教育」の権利と、子ども自身の力と意思で育つ「自己形成の権利」であり、自己肯定感を育てるには、自己形成の権利を忘れてならない。自己形成が子どもエンパワメントそのものであり、日本の学校、教師が陥っている盲点は教え過ぎることである。
2. 子どもを変える「指導者」的役割から、おとなが変わる「支援者」役割を果たすべきで、それには、子どもが「力のない存在」（発達途上、未熟）であるという観念から脱却する必要がある。

所感

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響として、感染拡大防止のためには、誰かの権利を止めようとする我慢の生活も必要であるが、子どもたちの権利はなるべく保証する必要がある、そのためには、おとなだけが考えるのではなくて、どうしたら一番良いかを、子どもたちといっしょに考えることが必要なのかもしれない。

また、子どもたちの心の健康に注意すると同時に、栄養のある食事がきちんと摂れているかにも気をつける必要がある。その上で、子どもたちが自己肯定感を持って社会を変えるチカラを発揮できるような子どもの「支援者」であることが、おとなの子どもたちへの、ひいては未来への役割であると感じた。

以上